

法附則第2条の12第4項第4号の規定に基づきあらかじめ財務大臣の承認を受けた手法
(平成27年6月29日付承認)

- 1 . 元利金の支払いについて債権者間の契約に基づき劣後的内容を有するものとされた資金の貸付け又は元利金の支払いについて債権者間の契約に基づき劣後的内容を有するものとされた社債(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第7項に規定する特定社債並びに投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第19項に規定する投資法人債並びに外国法人の発行する債券(社債券、資産の流動化に関する法律第2条第9項に規定する特定社債券又は投資信託及び投資法人に関する法律第2条第20項に規定する投資法人債券の性質を有するものに限る。)に表示されるべき権利を含む。)の取得であって、法附則第2条の12第4項第1号又は第3号の資金供給の業務と同等の損失の危険を伴うもの。
- 2 . 特定の事業(法附則第2条の12第3項第1号の事業活動であるものに限る。)から得られる収入又は利益に基づき金銭の分配を受ける権利の取得であって、法附則第2条の12第4項第2号の資金供給の業務と同等の損失の危険を伴うもの。
- 3 . 専ら法附則第2条の12第4項第1号から第3号まで並びに上記1及び2に掲げる資金供給の業務により同条第3項第2号の事業活動を行う信託に係る受益権(信託法(平成18年法律第108号)第2条第7項の受益権をいい、外国の者に対する権利で当該受益権の性質を有するものを含む。)の取得であって、法附則第2条の12第4項第1号から第3号までの資金供給の業務と同等の損失の危険を伴うもの。

以上